

(参考様式第 2 号)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

上富良野町長 向山 富夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上富良野町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 4 月 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

184 経営体数

法人	28 経営体
個人	156 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、面的に集約された形で担い手への農用地の集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる認定農業者に農地集積を図り、作業の効率化・安定化を図る。農業機械のスマート化、農業経営の複合化、6次産業化、法人化等の取組に発展させ、農業所得の向上につなげる。